

司法警察員等の指定に関する規則の一部改正について（概要）

昭和42年 8 月25日  
例規（務）第47号

この一部改正は、巡査長制度の実施に伴い、主として捜査面に従事する巡査長である巡査が司法警察員に指定されたことを受け、その運用の留意点について定めたもので、

司法警察員に指定された者が行う犯罪捜査及び手続きに関すること

司法警察員に指定された者の心構えに関すること

司法書類の作成に関すること

などの項目からなっている。